

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>(商工組合中央金庫の子会社の範囲等) 第七十条 (略)</p> <p>2 法第三十九条第二項第二号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 一～三十 (略)</p> <p>三十の二 電子記録債権法(平成十九年法律第百二号)第五十一条第一項に規定する電子債権記録業</p> <p>三十一～五十 (略)</p> <p>3～8 (略)</p> <p>(子会社対象会社のうち認可対象会社から除かれるもの) 第七十二条 法第三十九条第四項に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。</p> <p>一 第七十条第二項第一号から第三十号の二までに掲げる業務</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>(商工組合中央金庫の子会社の範囲等) 第七十条 (略)</p> <p>2 (同上)</p> <p>一 一～三十 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>三十一～五十 (略)</p> <p>3～8 (略)</p> <p>(子会社対象会社のうち認可対象会社から除かれるもの) 第七十二条 法第三十九条第四項に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。</p> <p>一 第七十条第二項第一号から第三十号までに掲げる業務</p> <p>二・三 (略)</p>